

食料・農業・農村基本法改正のポイント①：「環境と調和のとれた食料システム」を新たな基本理念に

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立を基本理念として位置付け
- ・多面的機能は環境負荷低減が図られつつ発揮されなければならない旨を位置付け

25年間で明らかになった課題

＜環境問題への対応＞

- ・農業は環境との親和性が高い産業である一方、温室効果ガスの発生や水質悪化に伴い、**気候変動や生物多様性への影響が懸念**
- ・パリ協定やSDGsの採択以降、**環境負荷低減への取組が国際的にも必要**



改正後の基本理念

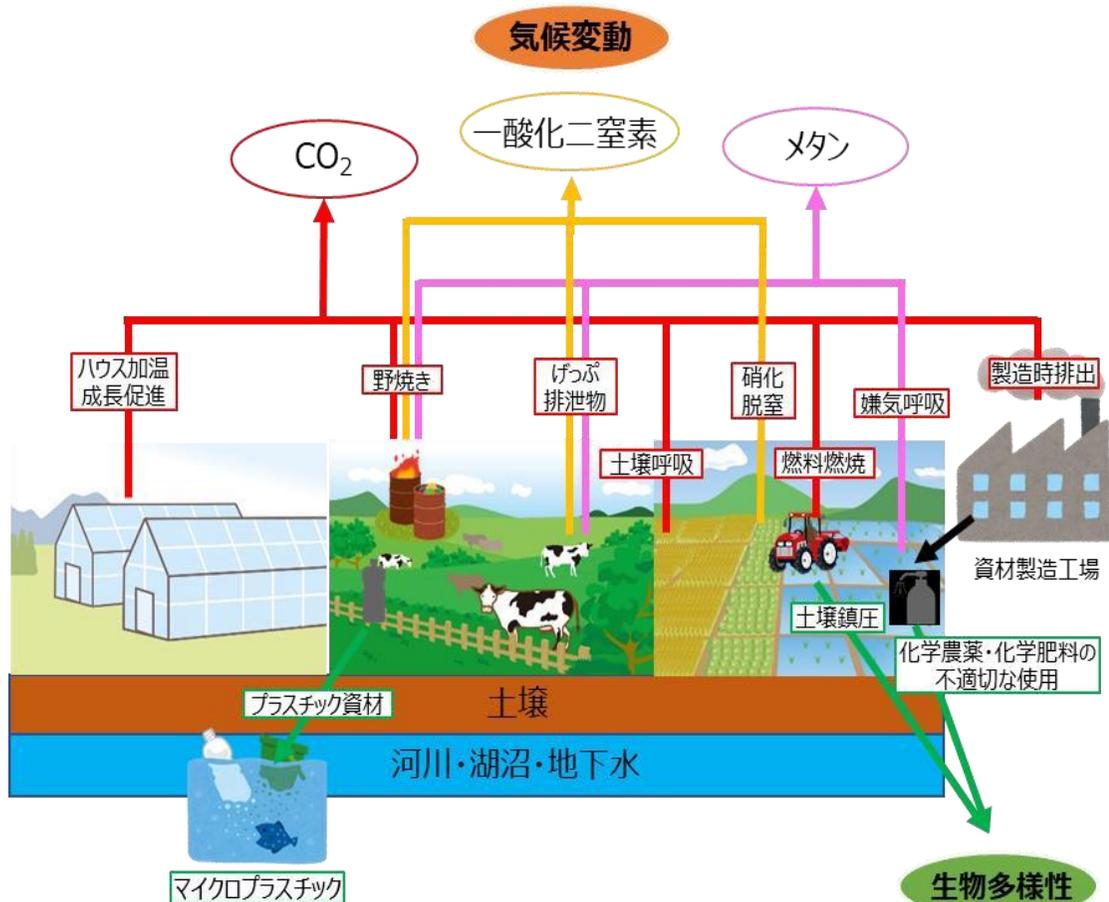
- ・食料システムについては、**食料供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない**ことを明記（第3条）

- ・農業が行われることにより生ずるプラスの機能である**多面的機能**については、**環境負荷低減が図られつつ発揮されなければならない**ことを明記（第4条）

- ・農業生産活動における**環境負荷低減が図られることにより農業の持続的な発展が図られなければならない**旨を明記（第5条）

※環境負荷低減のほか、生産性向上・付加価値向上についても別に明記

農業生産活動と地球環境問題リスク



25年間で明らかになった課題

＜農業者の急速な減少＞

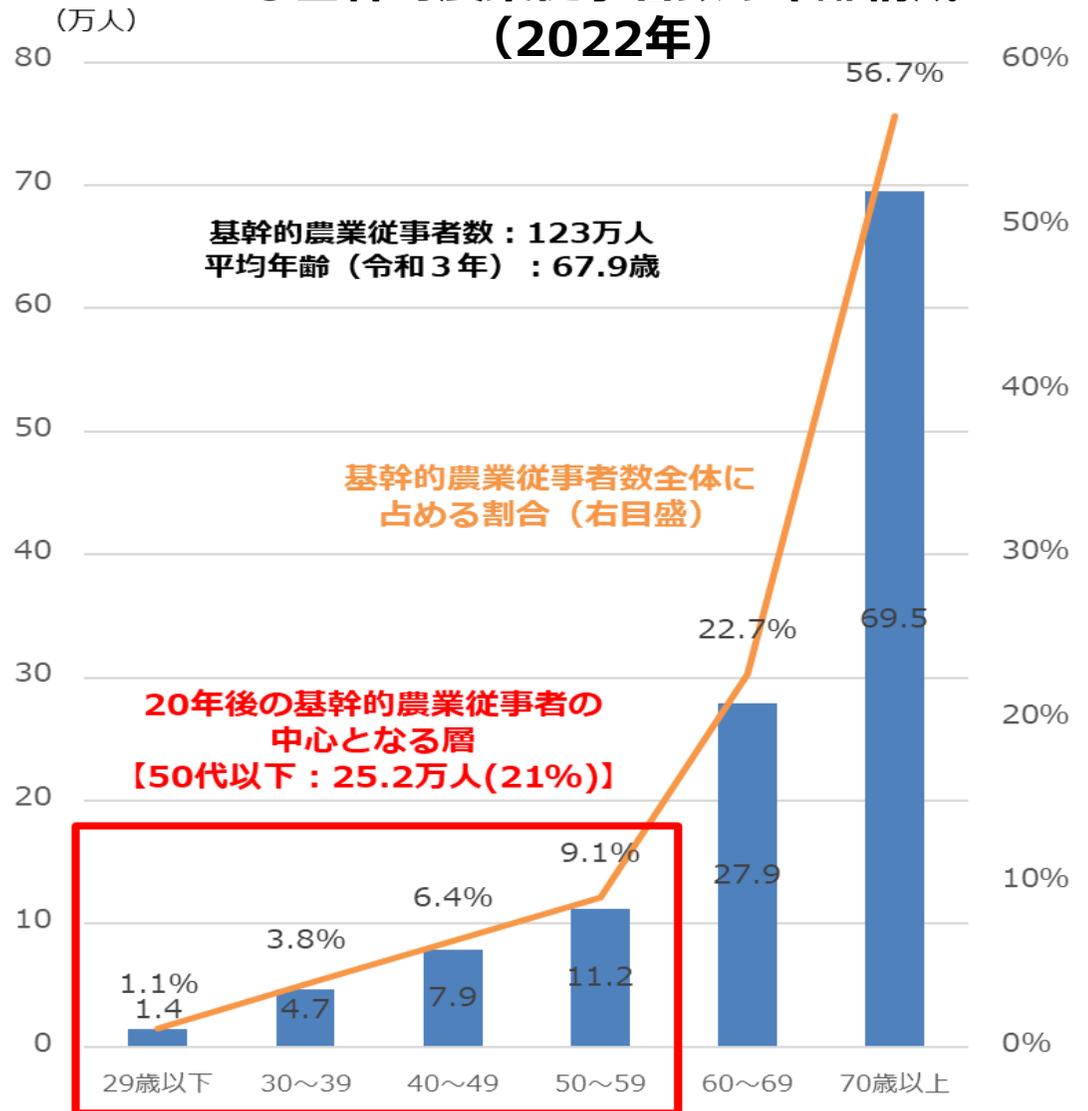
- 国内人口が2008年をピークに減少局面を迎えた中で、60歳以上が大半を占める
- 農業者（個人経営体）の減少は不可避**



改正後の基本理念

- 人口の減少に伴う**農業者の減少等が生ずる状況においても**、（食料安全保障の確保の前提となる）**食料の供給機能や多面的機能が発揮され、農業の持続的発展が図られなければならない旨を明記（第5条）**

○ 基幹的農業従事者数の年齢構成（2022年）



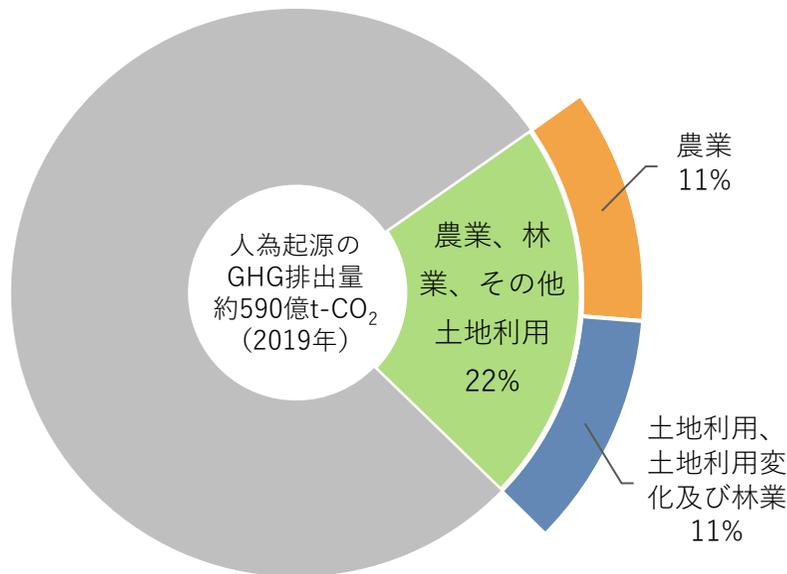
資料：農林水産省「農業構造動態調査」（2021年、2022年）

注：基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。

世界全体と日本の農林水産分野の温室効果ガス(GHG)の排出

- 世界のGHG排出量は、590億トン (CO₂換算)。このうち、農業・林業・その他土地利用の排出は22% (2019年)。
- 日本の排出量は11.35億トン。うち農林水産分野は4,790万トン、全排出量の4.2% (2022年度)。
* 日本全体のエネルギー起源のCO₂排出量は世界比約3.2%(第5位、2019年(出典:EDMC/エネルギー経済統計要覧))
- 日本の吸収量は5,020万トン。このうち森林4,570万トン、農地・牧草地300万トン (2022年度)。

■ 世界の農林業由来のGHG排出量

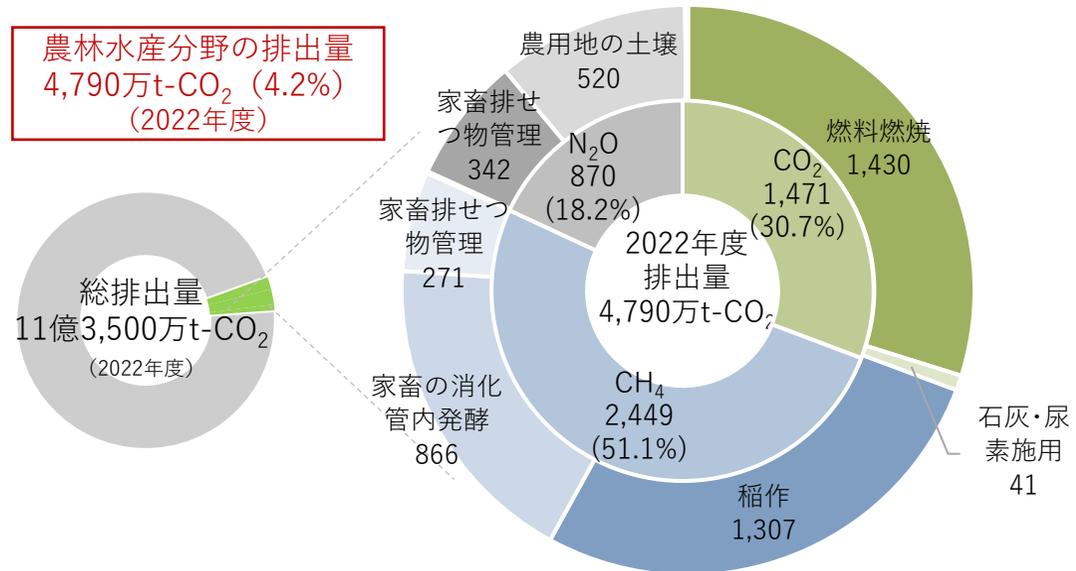


単位：億t-CO₂換算

* 「農業」には、稲作、畜産、施肥などによる排出量が含まれるが、燃料燃焼による排出量は含まない。

出典：「IPCC 第6次評価報告書第3作業部会報告書 (2022年)」を基に農林水産省作成

■ 日本の農林水産分野のGHG排出量



単位：万t-CO₂換算

* 温室効果は、CO₂に比べCH₄で28倍、N₂Oで265倍。

* 排出量の合計値には、燃料燃焼及び農作物残渣の野焼きによるCH₄・N₂Oが含まれているが、僅少であることから表記していない。このため、内訳で示された排出量の合計とガス毎の排出量の合計値は必ずしも一致しない。

出典：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ」を基に農林水産省作成